

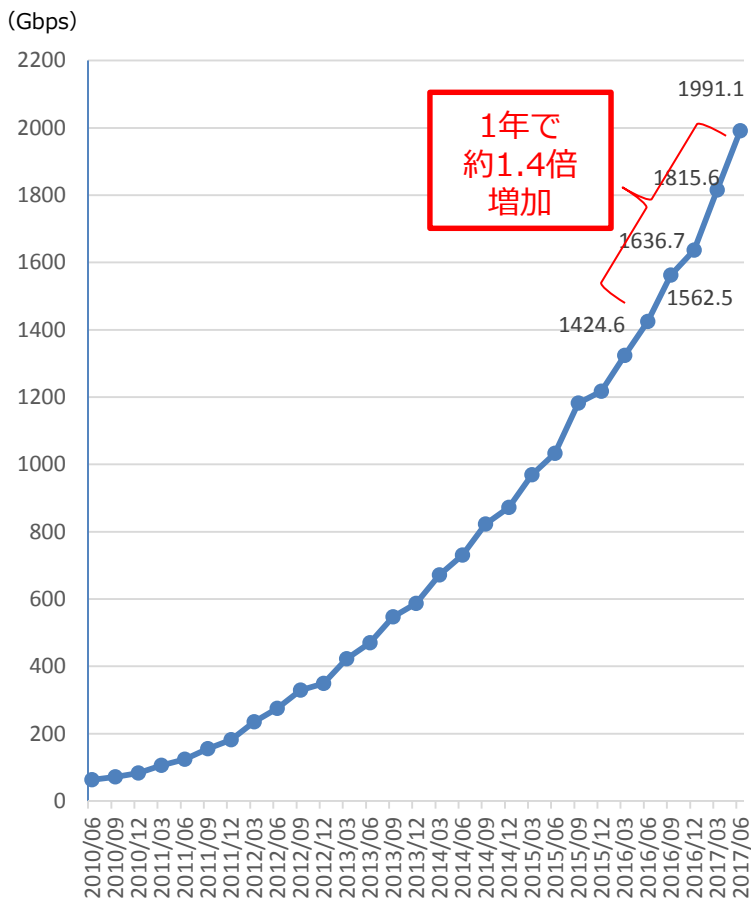
第4世代移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設計画の認定について

平成30年4月
総合通信基盤局

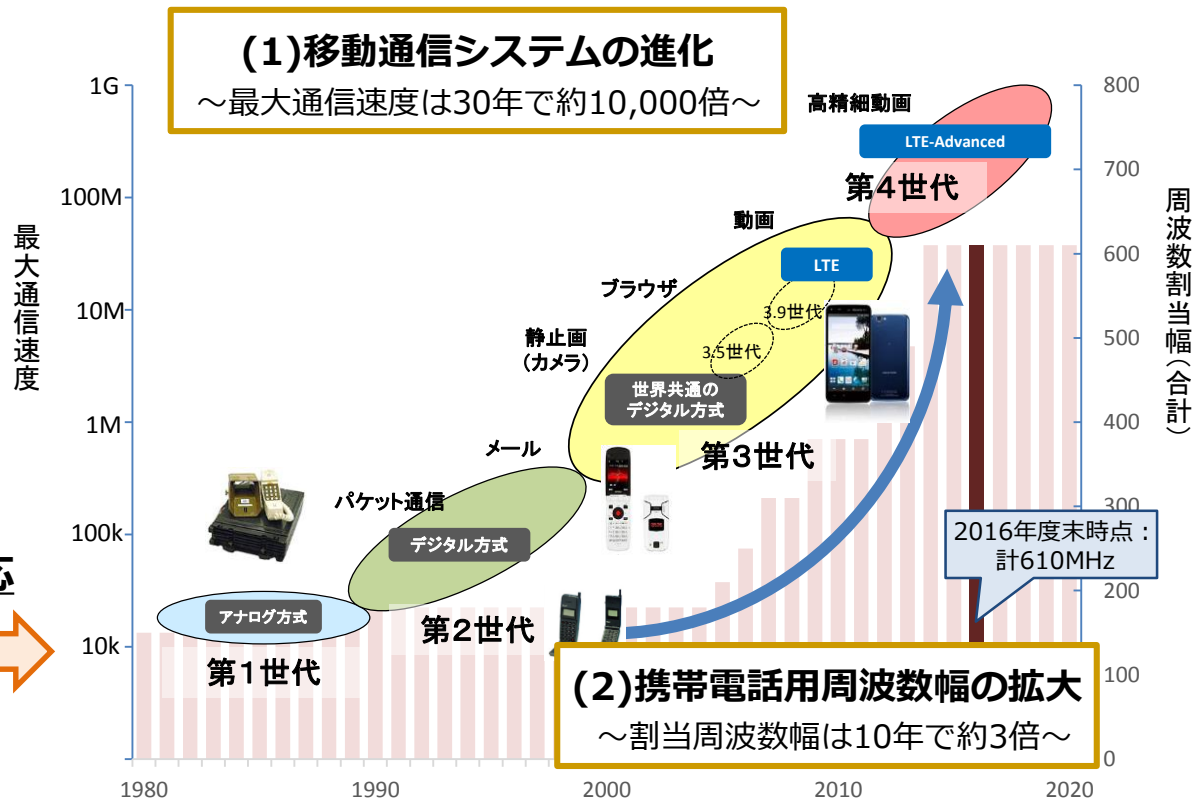
携帯電話用周波数確保の基本的考え方

増大し続ける移動通信トラフィックに対応して、移動通信システムの進化とともに、速やかに割当周波数幅の拡大を図ることが不可欠。

移動通信トラフィックの推移

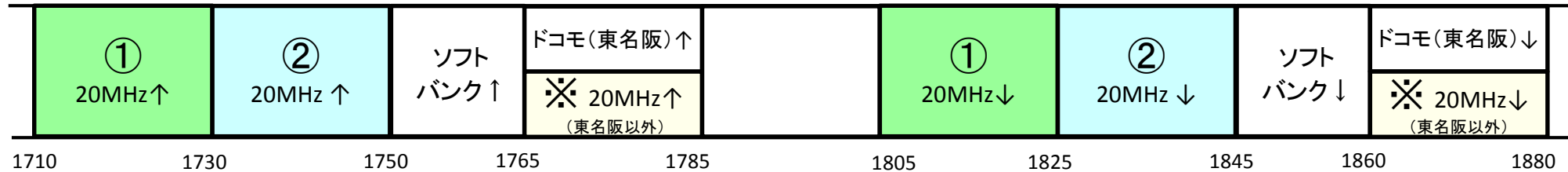


対応



1.7GHz帯及び3.4GHz帯の割当枠

【1.7GHz帯】



【3.4GHz帯】



○ 申請者は、

- (1) 希望するバンド(1.7GHz帯(全国バンド)、3.4GHz帯(全国バンド)、その他1.7GHz帯の東名阪以外バンド)
- (2) 希望する周波数帯(1.7GHz帯(全国バンド)[①②]、3.4GHz帯(全国バンド)[③④]のみ)
について、それぞれ順位を付して申請。

○ 申請者が第一順位としたバンドから順次審査を行い、割当てを実施。

特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について

※ 申請受付期間：平成30年1月26日（金）～同年2月26日（月）

<申請者(50音順)>

※ 代表者名は申請時点のもの。

○株式会社NTTドコモ(代表取締役社長 吉澤 和弘)

○KDDI株式会社(代表取締役社長 田中 孝司)

／沖縄セルラー電話株式会社(代表取締役社長 湯淺 英雄)

※ KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に係る申請については、地域ごとに連携する者として申請しているため、第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の規定に基づき、1の申請とみなして、審査を行う。

○ソフトバンク株式会社(代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙)

○楽天モバイルネットワーク株式会社(代表取締役社長 山田 善久)

申請者(50音順)	NTTドコモ	KDDI/ 沖縄セルラー電話	ソフトバンク	楽天モバイル ネットワーク
第1希望	・ 3.4GHz帯 ①3,440～3,480MHz ②3,400～3,440MHz	・ 1.7GHz帯 ①1,805～1,825MHz ②1,825～1,845MHz	・ 3.4GHz帯 ①3,400～3,440MHz ②3,440～3,480MHz	・ 1.7GHz帯 ①1,825～1,845MHz ②1,805～1,825MHz
	・ 1.7GHz帯 ①1,805～1,825MHz ②1,825～1,845MHz	・ 3.4GHz帯 ①3,400～3,440MHz ②3,440～3,480MHz	・ 1.7GHz帯 ①1,825～1,845MHz ②1,805～1,825MHz	—

※1.7GHz帯の東名阪以外バンドについては、申請なし。

開設指針の概要

1. 特定基地局の範囲

第4世代移動通信システム(1.7GHz:FDD方式、3.4GHz:TDD方式)の基地局及び陸上移動中継局で、下記2の周波数を使用するものとする。

2. 使用する周波数

- ・ 全国の区域において、1,805MHzを超え1,845MHz以下の周波数(1.7GHz帯全国バンド)
- ・ 全国の区域において、3,400MHzを超え3,480MHz以下の周波数(3.4GHz帯全国バンド)
- ・ 東名阪以外の区域において、1,860MHzを超え1,880MHz以下の周波数(1.7GHz帯東名阪以外バンド)

3. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

空間分割多重方式(MIMO)、256QAM、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

4. 終了促進措置に関する事項

- (1) 認定開設者は、1,710MHzを超え1,850MHz以下(1.7GHz帯)、3,400MHzを超え3,456MHz以下(3.4GHz帯)の周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日(1.7GHz帯:平成37年3月31日、3.4GHz帯:平成34年11月30日)前に終了させるため、終了促進措置を実施。
- (2) 移行先周波数^(※1)を使用する無線局の開設等に係る費用を認定開設者が連帯して負担。
 - ※1 1.7GHz:4,500MHzを超え4,800MHz以下の周波数その他現に公共業務用無線局が使用している周波数、3.4GHz:5,850MHzを超え5,925MHz以下、6,570MHzを超え7,125MHz以下、7,425MHzを超え7,750MHz以下の周波数その他現に放送事業用無線局が使用している周波数
- (3) 認定開設者は、移行先周波数を使用する無線局の無線設備等の取得費用、工事費用、事業継続費用を負担。
- (4) 終了促進措置に係る費用は、認定開設者の数^(※2)で案分して負担する。

※2 1.7GHz帯については、全国バンド認定開設者①:全国バンド認定開設者

②:東名阪以外バンド認定開設者=1:1:0.8の比率で案分する。

- (5) 認定開設者は、既存免許人との協議等に関する事項^(※3)及び実施の透明性の確保を図るための事項^(※4)等を遵守すること。

※3 他の認定開設者・既存免許人との合意、既存免許人への実施手順の周知

※4 他の申請者・既存免許人との事前協議の禁止、合意内容の総務大臣への提出・公表、費用負担の公正への配慮、実施状況の四半期ごとの総務大臣への報告

- (6) 総務大臣は、終了促進措置の実施状況を確認し、その概要を公表すること。

5. 認定開設者の義務

- (1) 認定開設者は、四半期ごと又は総務大臣から求められた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。
- (2) 総務大臣は、(1)の書類について、開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、その結果の概要をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (3) 認定開設者は、他の既存事業者への事業譲渡等をしてはならない。
- (4) 既存の免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための具体的な措置を講じなければならない。
- (5) 3.4GHz帯全国バンド認定開設者は、任意の10ミリ秒における送信時間や送信時刻などTDDの運用に必要な事項について、あらかじめ他の認定開設者等と協議し、合意した上で、合意した事項を実施しなければならない。
- (6) 3.4GHz帯全国バンド認定開設者は、宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれがあることを周知させるとともに、当該受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口の設置等について他の認定開設者等と協議し、合意した上で、合意した事項を共同して実施しなければならない。

絶対審査基準の審査方法

- 以下の事項及び前ページに記載の開設指針の規定に全て適合していること。

①	人口カバー率の基準(1.7GHz帯:8年後に80%、3.4GHz帯:5年後に50%)を満たすものであること
②	基地局 設置場所 の確保、 設備調達 及び 設置工事体制 の確保に関する計画を有すること
③	電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な 技術要員 の確保に関する計画を有すること
④	基地局の運用に必要な電気通信設備の 安全・信頼性 を確保するための対策に関する計画を有すること
⑤	設備投資等に必要な 資金調達 の計画及び認定の有効期間(10年間)の満了までに単年度 黒字 を達成する収支計画を有すること
⑥	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護 (広告での通信速度及びサービスエリア表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること
⑦	既存無線局の 周波数移行 に最低限必要な 金額 を確保できること(1.7GHz帯:1,950億円、3.4GHz帯:110億円)
⑧	携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による基地局の利用を 促進 するための計画を有していること
⑨	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、 多様な料金設定 を行う計画を有すること
⑩	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ、 事業譲渡等 をしないこと

絶対審査基準の審査結果

審査項目	3.4GHz帯		1.7GHz帯	
	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI/沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
① 人口カバー率 ^(※1)	60.1%	60.3%	95.1%	96.0%
② 基地局設置場所の確保等 [基地局数(H40年度末)]	既設基地局への併設等 [10,220局]	同左 [23,167局]	同左 [30,694局]	原則、自社で新設 [27,397局]
③ 技術要員の確保	現行サービス要員で対応 [保守要員: 自社・約2,600名、 子会社・約3,000名(H30.2)]	同左 [保守要員: 自社・427名、委託 先・563名(H30.2)]	同左 [保守要員: 自社・510名、委託 先・23社(H30.2)]	サービス開始までに配置し、 その後追加予定 [保守要員: 474名(H38年度末)]
④ 安全・信頼性の確保	・通信経路の冗長化等 [車載型基地局78台(H30.2)]	同左 [車載型基地局100台、可搬型 基地局200台(H30.2)]	同左 [車載型基地局29台(H30.2)、 可搬型基地局40台(H30年度末)]	同左 [車載型基地局37台、可搬型 基地局70台(H30年度末)]
⑤ 財務的基礎(10年間で単 年度黒字を達成)	・電気通信事業等からの資 金収支により調達 ・H30年度から毎年度黒字 [設備投資額: 約865億円]	同左 [設備投資額: 約858億円]	同左 [設備投資額: 約2,479億円]	・親会社出資(2,000億円)、銀 行借入(4,300億円)等 ・H35年度から毎年度黒字 [設備投資額: 約5,263億円]
⑥ 法令遵守、個人情報保 護及び利用者利益保護	・社内規程の整備、社内 研修実施	同左	同左	同左
⑦ 周波数移行費用の確保 ^(※2)	620億円	620億円	2,110億円	2,110億円
⑧ MVNOの促進	MVNO向けプラン設定済 [契約数見込: 2,300万(H37)]	同左 [契約数見込: 469万(H40)]	同左 [契約数見込: 1,758万(H40)]	H32年度プラン設定予定 [契約数見込: 185万(H40)]
⑨ 多様な料金設定	・複数の定額プラン提供	同左	同左	・小容量プランに加え、大容 量プラン・法人向けプランを 追加予定
⑩ 既存移動通信事業者 へ事業譲渡等をしないこと	遵守する旨記載	同左	同左	同左

※1 3.4GHz帯:5年後に50%以上、1.7GHz帯:8年後に80%

※2 下限額(1.7GHz帯:1,950億円、3.4GHz帯:110億円)を確保できること。

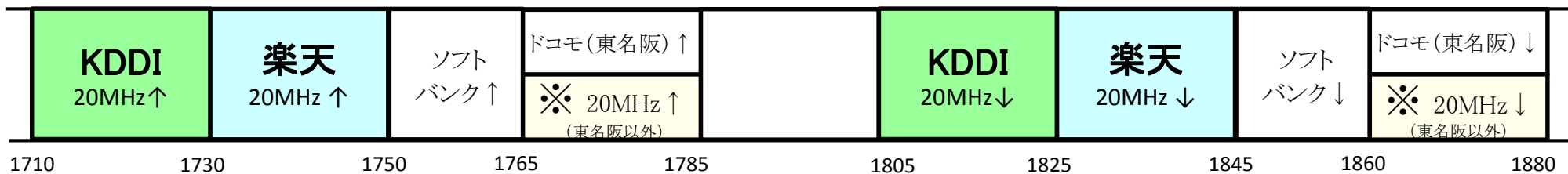
1.7GHz帯及び3.4GHz帯の割当結果

いずれの申請者も絶対審査基準(最低限満たすべき基準)の各項目に適合している。

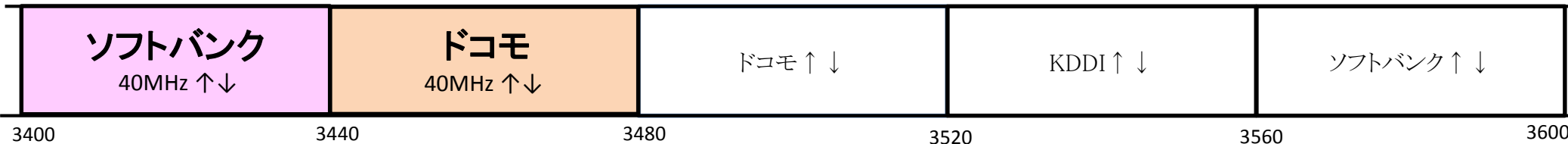


各申請者の第一希望のバンド・周波数帯に重複がないことから、以下のとおり割り当てることとする。

【1.7GHz帯】



【3.4GHz帯】



認定における条件の付与について

開設計画の認定に当たり、開設指針の趣旨等を踏まえ、次の条件を付することとする。

- 1 第4世代移動通信システムによる広範なブロードバンドサービスの普及に努めること。
- 2 停電やふくそうに対する対策や通信障害の発生防止をはじめ、電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。
- 3 周波数の割当てを受けていない者に対する、電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。
- 4 携帯電話の利用ニーズに対応した多様で使いやすい料金設定を行うよう努めること。
- 5 終了促進措置の実施に関して、対象免許人との間で十分な合意形成を図り、円滑な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。
- 6 携帯電話が国民にとって重要な生活手段になっていることに鑑み、携帯電話不感地域における基地局の着実な開設を進めること。

(以下、楽天モバイルネットワークのみに付与される条件)

- 7 他の既存事業者のネットワークを利用する場合においても、携帯電話事業者は自らネットワークを構築して事業展開を図るという原則に留意すること。
- 8 特定基地局の円滑かつ確実な整備のため、基地局の設置場所の確保及び工事業者との協力体制の構築に一層努めること。
- 9 特定基地局その他電気通信設備の適切な運用のため、無線従事者など必要な技術要員を確実に確保、配置すること。
- 10 競争に伴う経営環境の変化が生じた場合においても、設備投資及び安定的なサービス提供のために必要となる資金の確保その他財務の健全性に留意すること。